

## エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録契約書

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という）と一般財団法人 持続性推進機構（以下「乙」という）は、乙のエコアクション21認証・登録制度に基づき、認証・登録契約を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 甲乙両当事者は、エコアクション21認証・登録制度（以下「認証・登録制度」という）における甲のエコアクション21に係る認証・登録の維持及び管理について円滑な運用を図ることを目的として、中間審査及び更新審査の実施、認証・登録証及びエコアクション21ロゴマークの使用条件、認証・登録の取下げ、一時停止及び取消並びに異議、苦情等への対応に関する遵守すべき事項について、本契約を締結する。

(適用範囲)

第2条 本契約の適用範囲は、乙より甲に対して発行した認証・登録証に記載された範囲に適用する。

(実施要領及び規程の遵守)

第3条 甲は乙の定めた「エコアクション21認証・登録制度実施要領（以下「実施要領」という）」及び「エコアクション21認証・登録手続規程（以下「手続規程」という）」を承諾し、これを遵守しなければならない。

(認証・登録の維持の方式)

第4条 認証・登録の維持は更新審査方式とする。更新審査方式では、甲は、乙の認定したエコアクション21地域事務局が選任したエコアクション21審査員（以下「審査員」という）の審査を受審する。甲は手続規程に基づき、有効期限内（登録日から2年間）に登録日（又は更新日）の1年後に中間審査、2年毎に更新審査を受審する。従って、2年間で1回の中間審査と1回の更新審査を受審する。

2. 中間審査及び更新審査においては、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン（以下「ガイドライン」という）」の要求事項への適合を審査する。

(中間審査及び更新審査)

第5条 中間審査又は更新審査の実施に当たっては、審査員は甲と協議の上、原則として1か月前にその確定日程を甲に通知する。なお、更新審査は認証・登録証に記載された有効期限以前に実施する。

2. 甲は、審査員が中間審査又は更新審査のために甲を訪問し、認証・登録証に記載されている範囲の関連施設等に立ち入ること、並びにエコアクション21の維持及び管理に関する活動状況の検証及び活動状況等の記録を確認することについて便宜を図る。

(中間審査／更新審査の判定)

第6条 乙は、審査員の中間審査の実施結果により、ガイドラインの要求事項に基づくエコアクション21が維持及び管理されていると判定した場合には、甲の認証・登録を継続する。また、更新審査の実施結果によりエコアクション21判定委員会（以下「判定委員会」という）で甲の認証・登録の継続を決定した場合は、認証・登録を更新し、新たな認証・登録証を発行する。

2. 乙又は審査員は、中間審査又は更新審査により重大な不適合を発見した場合は、甲に対しその是正計画書、及び是正処置結果に関する報告書の提出を求め、その是正処置結果を再度の現地審査より確認し、判定委員会において認証・登録の継続の可否を判定する。

3. 乙は、第2項のうち、是正処置結果が不十分、もしくは実施されていないと判断した場合には、甲の認証・登録の一時停止又は認証・登録の取消しを行うことができる。

4. 乙は、認証・登録の一時停止後、甲からは是正処置完了の通知があったときには、速やかに審査員による特別現地審査を実施してその確認を行い、是正処置が満足な場合には認証・登録の一時停止措置を解除する。

5. 乙は、中間審査又は更新審査により軽微な不適合が発見された場合には、甲からは是正計画書の提出を求め、次回の審査によって、その是正処置の実施状況を確認する。

(制度の変更)

第18条 乙は、本認証・登録制度の主要な変更事項は、その都度遅滞なく甲に通知する。

(契約期間)

第19条 本契約は認証・登録証に記載された有効期限まで有効とする。ただし第14条による認証・登録の取下げ又は第16条による認証・登録の取消しの場合に、所定の手続きを経て認証・登録が失効したときは、本契約も同時に失効する。本契約が失効した場合であっても、第10条による乙の機密保持義務は継続する。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲又は乙の一方が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何等の催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができる。

①甲又は乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合。

②甲又は乙の代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合。

③甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えた場合。

④甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行員又は脅迫的言辞を用いた場合。

⑤甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損する恐れのある行為をした場合。

⑥甲又は乙が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害する恐れのある行為をした場合。

2. 一方当事者が前条の規定により本契約を解除した場合は、他方当事者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

(管轄裁判所等)

第21条 甲及び乙は、本契約に関して訴訟を提起する必要がある場合は、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意し、準拠法は日本法とする。

(協議)

第22条 本認証・登録制度に係る事項に関し、甲乙両当事者間で疑義又は紛争等が発生した場合は、甲乙両当事者間で十分協議の上、その解決に努力する。

2. 本契約の各条と異なる事項又は本契約に定められていない事項等が生じ、甲乙両当事者間で協議し合意した場合は、別途覚書を締結する。

上記契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲乙両当事者が記名押印の上それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲：

認証・登録番号： \_\_\_\_\_

乙： 〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-17-7F

一般財団法人 持続性推進機構

理事長 森 本 英 香

6. 認証・登録証に係る業務内容の大幅な変更、環境に係る法規制の変更など甲の環境経営システムに大幅な変更がある場合には、甲は、別に定める「認証・登録内容変更申込書」又は同等の文書により乙に連絡する。審査員は当該変更を中間審査又は更新審査時に確認し、審査する。

(要望及び苦情等の記録)

第7条 甲は、利害関係者より受けた苦情及び是正処置の記録を保管し、乙又は審査員の要求があるときは速やかにこれらの記録を開示しなければならない。

(認証・登録証の発行及び回収)

第8条 乙は、認証・登録の更新に伴い、認証・登録料及び審査費用の振込確認後、甲に新しい認証・登録証を発行する。また、甲は、この認証・登録証を入手した時点で、乙に旧認証・登録証を返却する。

(認証・登録料及び審査費用)

第9条 乙は甲に対し、認証・登録料及び審査費用について、それぞれ所定の時期に手続規程の定めに基づいて請求し、甲は振込手数料を負担の上、請求書の発行日から2か月以内に銀行振込にて支払う。なお、乙は一度受領した認証・登録料は返還しない。

2. 乙は認証・登録料金表及び標準審査工数表の改定を行った場合には速やかに甲に通知する。

(機密保持)

第10条 甲が既に公開している企業情報、乙がホームページ等で公開する認証・登録関連情報及び環境経営レポートを除いて、業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報について、乙はその機密を保持し、これらを第三者へ開示しない。ただし、法的要請による場合は、甲に事前に通知し情報を開示する。乙の機密保持は本契約終了後も継続する。

(安全の確保等)

第11条 甲は、審査において審査員が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保及び立入禁止場所の指示を行う。なお、審査員の不注意を除き、万一審査員が危害を受けた場合には、審査員は甲に対してその損害の賠償を求めることができる。

(認証・登録証及びエコアクション21ロゴマークの使用)

第12条 甲は、次の条件のもとで認証・登録証を掲示し、乙のエコアクション21ロゴマーク（以下「EA21ロゴマーク」という）を使用することができる。

- ①EA21ロゴマークの商標権は環境省が保有し、乙はその許諾に基づきEA21ロゴマークを使用する。甲は、EA21ロゴマークの使用に関して、乙の規定する「エコアクション21ロゴマーク使用規程」を遵守しなければならない。
- ②甲はこれを第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- ③認証取得について新聞・雑誌等での発表、あるいは看板等への掲示を行う場合には、認証・登録範囲を明示し、誤解が生じないようにしなければならない。
- ④EA21ロゴマークについては、認証・登録の範囲内で甲のパンフレット、レターヘッド等に表示することができるが、製品自体にこのマークを付けることはできない。

(認証・登録改訂内容の公表・通知)

第13条 乙は、甲の認証・登録証の記載内容が改訂された場合は、乙のホームページ等に改訂内容を公表する。

(認証・登録の取下げ)

第14条 甲は、書面にて乙に通知することにより、認証・登録を取り下げることができる。

2. 認証・登録の取下げの場合、甲はEA21ロゴマークの使用を速やかに中止するとともに、乙に認証・登録証及び認証・登録パネルを返却する。
3. 甲が認証・登録を取下げた場合であっても、乙は既納の認証・登録料の返還はしない。

(認証・登録の一時停止及び解除)

第15条 乙は、以下の事項が明らかになった場合、判定委員会の審議の上、期限を定めて甲の認証・登録を一時停止することができる。その際、乙は、認証・登録証の一時回収及び乙のホームページ等での認証・登録公表の中止を行い、甲はEA21ロゴマークの使用及び認証・登録の公表を速やかに中止する。

- ①ガイドラインに規定する要求事項に関する不適合に対して、必要な是正処置が取られていない場合
- ②以前に実施した審査での不適合に対して、同意した是正処置が正当な理由なく実施されていない場合
- ③中間審査又は更新審査を正当な理由なく定められた期間内に受審していない場合
- ④ロゴマーク使用規程及びロゴマーク使用規則に反する使用が行われていた場合
- ⑤2か月以上にわたって、当局より、操業停止、事業停止等の処分を受けている場合
- ⑥2か月以上にわたって、当局より、指名停止処置を受けている場合
- ⑦2か月以上にわたって、重大な事故等の発生で操業不能の状態となっている場合
- ⑧適用される業法等に違反があった場合
- ⑨環境関連法規の重大な違反があった場合
- ⑩審査の申込み及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合
- ⑪実施要領、手続規程及び本契約に違反した場合
- ⑫所定の手続きを経たにもかかわらず、認証・登録料及び審査費用を支払わなかった場合
- ⑬所定の書面にて一時停止の申出があった場合
- ⑭その他、判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合

2. 乙は、甲より書面にて認証・登録の一時停止解除の申し出があった場合は、エコアクション21の維持及び管理の状況を確認の上、判定委員会にて一時停止解除の可否を審議し判定する。一時停止解除に当たり、必要に応じて審査員による特別現地審査を実施する。

3. 乙は、一時停止解除が妥当と判定した場合は、甲に一時停止の解除を通知し、一時回収していた認証・登録証を再交付し、EA21ロゴマークの使用を認めるとともに、認証・登録を再公表する。

(認証・登録の取消し)

第16条 乙は、以下の事項が明らかになった場合、判定委員会の審議の上、甲の認証・登録を取消し、EA21ロゴマークの使用中止を通知するとともに、認証・登録証及び認証・登録パネルの回収並びに乙のホームページ等での認証・登録公表の取消しを行う。

- ①認証・登録の一時停止の事項が中央事務局の定める期限内に解消しなかった場合
- ②審査の申込み及び審査の際に提出された書類等に虚偽があった場合
- ③倒産、解散又は破産整理された場合
- ④業務・活動において、認証・登録を行った結果が悪用・誤用され、また、その恐れがある場合及び反社会的行為を行い、又はその恐れがある場合等、認証・登録を維持することが相応しくない場合
- ⑤実施要領、手続規程及び本契約に違反した場合
- ⑥その他、判定委員会が、環境経営システムの運用・維持及び認証・登録の維持に重大な問題があると判断した場合

(異議及び苦情等の申立)

第17条 甲は、認証・登録の判定又は認証・登録に係る内容に対して異議又は苦情がある場合は、事由が発生した日より45日以内に、乙に文書によって申し出ることができる。

2. 乙は異議申立については、判定委員会を開催して審議する。

3. 第2項の審議結果について、甲はさらに異議、苦情を申し出ることができる。再度の異議、苦情については、中央事務局運営諮問委員会において審議する。